

平成 30 年度の学会賞ならびに学術奨励賞候補者の公募について

学会員の皆様方へ

日本組織適合性学会では平成 26 年度より、高い権威をもつ「学会賞」と、若手学会員の学術研究を奨励する「学術奨励賞」を設けております。このために平成 26 年度に、学会賞ならびに学術奨励賞の候補者の資格や選考の手続きなどを明記した、規定を作成いたしました。

本規定において、学会賞は「組織適合性ならびに免疫遺伝学の分野において顕著な業績をあげ、本会の発展に特筆すべき功績を残した者を表彰し、もってその栄誉をたたえること」を目的としております。一方、学術奨励賞は「組織適合性ならびに免疫遺伝学の分野における、秀でた学術的研究を若い学会員に奨励するために優れた若手研究者を表彰し、もって当該分野の発展に寄与すること」を目的としております。

本規定に則り、平成 30 年度の日本組織適合性学会の学会賞ならびに学術奨励賞の候補者を、以下の要領で公募いたします。つきましては、以下の要領にしたがって、奮ってご応募ください。

1. 助成内容

組織適合性ならびに免疫遺伝学の分野において顕著な業績をあげ、本会の発展に特筆すべき功績を残した学会員または名誉会員（年齢制限なし）に学会賞を授与いたします。また、平成 30 年度学術集会大会（第 27 回大会）に、学術奨励賞の受賞候補者として応募された一般演題の中から、特に優秀と認められた演題の筆頭演者（原則として平成 30 年 4 月 1 日時点で満 45 才以下）に学術奨励賞を授与いたします。授与件数は学会賞 1 名（賞金 10 万円）、学術奨励賞若干名（賞金 5 万円、あるいはそれ以下）を予定しております。

2. 応募資格

(1) 学会賞

本学会の正会員として 5 年以上の会員歴があり、以下の条件を満たす者とする。

- 1) 組織適合性ならびに免疫遺伝学の分野において顕著な業績をあげ、組織適合性学会の発展に特筆すべき功績を残した実績を有すること。
- 2) 本学会の正会員または名誉会員であること
- 3) 正会員である場合は、当該年度の会費を納入済みであること。

(2) 学術奨励賞

本学会の正会員（当該年度大会までに正会員となる者を含む）であり、以下の条件をすべて満たす者とする。

- 1) 組織適合性ならびに免疫遺伝学の分野に関する学術研究において、その内容が優れていること。
- 2) 当該年度の会費を納入済みであること、または当該年度の学術集会大会までに正会員として会費を納入すること。
- 3) 学術奨励賞を受賞した者は、原則として次年度以降も正会員を継続すること。
- 4) 当該年度の学術集会大会に、筆頭演者として演題を応募すること。
- 5) 応募しようとする演題の内容において、応募者が中心的な役割を果たしていること。
- 6) 応募しようとする演題の内容が、本学会に未発表であること。
- 7) 受賞後に MHC へ原著論文あるいは総説を執筆できること。
- 8) 過去 3 年間に学術奨励賞を受賞していないこと。
- 9) 学術奨励賞の応募者は当該年度の 4 月 1 日において、原則として 45 才以下であること。

3. 応募・推薦方法

(1) 学会賞

学会賞は自薦または他薦とし、平成 30 年 2 月 28 日(水)までに、候補者に関する以下の書類を日本組織適合性学会事務局 (e-mail : hlajimu@m. u-tokyo. ac. jp) へてにメール添付で提出する。なお、他薦の場合には、推薦者は正会員である必要があります。

1) 履歴書

書式は自由とし、A4 用紙にて 1 枚程度とする。連絡先住所、電話番号、FAX、e-mail アドレス、生年月日、年齢を記入する。

2) 業績概要

書式は自由とし、A4 版用紙にて 2~3 枚程度とする。

3) 論文業績リスト

書式は自由とし、代表的な論文 3 編について、別冊(コピーも可) 各 1 部を添付する。

4) 応募の動機(他薦の場合は推薦書)

書式は自由とし、学会賞への応募理由(他薦の場合は推薦理由)を A4 版用紙 1 枚に記載する。

(2) 学術奨励賞

学術奨励賞に応募しようとする会員は、第 27 回・日本組織適合性学会大会(太田正穂大会長、松本市で平成 30 年 9 月 21~23 日に開催)の一般演題申込み締切り日までに、以下の書類を学術集会大会事務局へてに提出する。

1) 抄録

一般演題に応募した抄録

2) 応募ファイル

1 頁目に、演題名、演者(全員)、所属(全員)、および応募者(筆頭演者)の連絡先住所、電話番号、FAX、e-mail アドレス、生年月日、年齢を記入する。2 頁目以降に、応募した(1)研究の背景、(2)研究の意義、(3)日本組織適合性学会との関わり(これまでの関わりと、今後の方針・計画など)を、項目ごとに 300-400 字程度にまとめる。

4. 選考および結果通知について

(1) 学会賞

評議員の中から評議員による選挙で選ばれた選考委員 7 名により構成される、学会賞選考委員会が選考を行う。委員会は、応募・推薦のあった学会賞受賞候補者より、1 名を受賞候補者として選考した後に、これを理事会に推薦するものとする。なお、委員は密接な利害関係がある候補者の審査には、加わらないものとする。理事会は、学会賞選考委員会から推薦された受賞候補者 1 名について審議し、受賞者を決定した後に、評議員会の承認を経て総会に報告するものとする。

(2) 学術奨励賞

理事長、学術賞担当理事、学会賞選考委員、ならびに学術賞担当理事が選考した若干名を含む 11 名の評議員によって構成される、学術奨励賞選考委員会が選考を行う。委員会は、応募があった奨励賞受賞候補者の中から、当該年の学術集会大会中の各候補者の口頭発表内容の評価等を参考にして、奨励賞選考委員会にて若干名を受賞候補者として選考した後に、これを理事長に推薦し承認を得る。なお、応募者が多い場合には、委員会が応募書類の書面評価を基にして、学術集会大会中の受賞候補者口演の演者を選考する。委員は密接な利害関係がある候補者の審査には、加わらないものとする。当該年の学術集会大会中に選考結果を公表し、表彰式を実施する。

5. 受賞者にかかる義務について

(1) 学会賞

学会賞受賞者は、原則として受賞年度に開催される学術集会大会期間中に、受賞講演を行う。

(2) 学術奨励賞

1) 学術奨励賞受賞者は、助成が行われた研究課題に関する報告書（様式は別途通知します）を、日本組織適合性学会事務局 (hlajimu@m.u-tokyo.ac.jp) へてに提出する。

2) 受賞後原則として3ヶ月以内に、受賞課題に関する原著論文あるいは総説をMHCへ投稿する。

6. 助成金の使途

使途について特に制限はないが、学会賞・学術奨励賞であることの趣旨をご理解のうえ、適切に使用しなければならない。なお、学術奨励賞受賞者については使途と、その内訳を前述の報告書に記載する。

7. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、学術集会大会事務局または日本組織適合性学会事務局 (e-mail: hlajimu@m.u-tokyo.ac.jp) へてに、お願いいたします。